第２回千葉県人権施策基本指針検討会議 開催結果

１　日　時　　平成２６年１月２１日（火）１３：３０～１５：４０
２　場　所　　ホテルプラザ菜の花　４階特別会議室
３　出席者　　委員：原田座長、花崎委員、湯川委員、大屋委員、河野委員、
　　藤田委員、駒村委員、梅村委員、木村委員　（順不同）
　　（湯川委員は途中退席）
　　県（事務局）：川島健康福祉部長、佐近健康福祉政策課長、山根人権室長、
　　人権室（始関、西岡）
４　次　第
（１）川島健康福祉部長挨拶
（２）委員紹介
（３）議題・意見交換
① 第１回千葉県人権施策基本指針検討会議開催結果について、事務局から資料１に基づき説明を行った。

② 人権施策基本指針改定の基本方針（案）、改定指針の構成、「分野別施策の推進」部分の記載イメージ等について、事務局から資料２～５に基づき説明を行い、その後各委員から意見を聞いた。

湯川委員：　個別分野の「③高齢者」について、高齢者には認知症や虐待など多くの問題があるので、分野名にあえて括弧書きで「孤独死の問題」と入れる必要があるのか。
　また、「⑩災害時の配慮」について、全体として見ると（分野名が差別を受ける）対象者となっているので、例えば、「被災者への配慮」など対象者を（分野名に）明記した方がよいのではないか。
　「⑪様々な人権問題」の中の「雇用をめぐる貧困問題」について、貧困問題は雇用だけの問題ではないと思う。
　また、個別分野の記載方法と今後の進め方はどうなっているのか。

事務局：　分野名について、「高齢者（孤独死）」は、本文で孤独死に触れることもできる。また、「災害時の配慮」となると、災害時にはこのようなことに注意しなくてはいけないという内容になると思うことから、それぞれ再度検討させていただきたい。
　「貧困問題」について、この会議に先立って開催した県庁内のワーキンググループでも「雇用をめぐる貧困問題（ホームレス）」では分かりづらいという意見があったので、表現を検討させていただきたい。
　個別分野の記載については、事務局でたたき台を作成して各部局に示し、それを各部局で精査してもらう予定で、これを1～2回行い、年度内に概成させたいと考えている。

湯川委員： 各部局も大切だと思うが、せっかくここに専門的な方々がいらっしゃるので、委員にもどこかで意見を聞いてもらいたい。

原田座長： ほかに意見があれば出していただきたい。

駒村委員： 分野名の括弧書きの意味がよく分からない。高齢者の問題には孤独死のほかにも「ゴミ屋敷」の問題など色々あるので、特記事項として特に着目するという意味なのかどうなのかという点を整理してほしい。

個別事項としては、障害については、今回改正された障害の支援法の中に難病が入っているので、難病を特記事項として括弧書きで入れる必要があるのでは。

「雇用をめぐる貧困問題」について、括弧で「ホームレス」というのが分かりづらい。生活困窮者自立支援法が成立したが、大人の引きこもりや生活困窮者がどこに入るのかが分からない。「雇用をめぐる」と限定的な枕詞をつけてもよいのか疑問なので、表現を考えてもらいたい。

原田座長： 湯川委員から意見が出た「高齢者の括弧書きの部分」「災害時の配慮」「雇用をめぐる貧困問題」に関して、ほかに意見は。

花崎委員：「雇用をめぐる貧困問題（ホームレス）」とホームレスだけに限定されていることについて。ドロップアウトしてしまった子供たちの雇用問題なども大きな問題なので、「雇用をめぐる問題」として書くならば、このような問題も入れてほしい。また、「貧困問題」として書くならば、母子の問題などもあるので、括弧で限定して書かない方がよい。

原田座長： いま、雇用の問題に関してどのように記載するのかという意見がいくつか出た。また、ホームレスの問題と若年者の雇用に関する問題も出てきたので、事務局で検討していただきたい。

梅村委員： 「貧困問題」の前に「雇用をめぐる」と付いているのは違和感がある。貧困が雇用だけの問題というのには違和感があるし、ホームレスも雇用だけの問題なのか。貧困問題の中には色々あるので、限定しているように見えるのはよくない。

原田座長：「雇用をめぐる貧困問題（ホームレス）」ではなく、「雇用をめぐる貧困問題・ホームレス」のように同列に並んでいるのならもう少し理解できると思う。

湯川委員： 貧困問題はもっと枠が広い。駒村委員がおっしゃるように、生活困窮者自立支援法が成立しているので、その点を加味していただきたい。

原田座長： 「雇用をめぐる貧困問題（ホームレス）」については、もっと枠が広いということ、ホームレスだけではないこと、中卒高卒の人たちの雇用問題も入ってくるということでよいか。

河野委員： 「雇用をめぐる貧困問題（ホームレス）」という分野名について、私は高校教諭として、生徒が卒業しても職に就けない、そこから貧困に至るということを目の当たりにしている。「ホームレス」と付けると限定されてしまうが、「雇用をめぐる貧困問題」とした方が、ホームレスだけではなくて、若年者の問題がはっきりと出てくる。

雇用や貧困問題をあまり表に出すと、人権から遠ざかってしまうので、差別の問題を絡めるような、この「雇用をめぐる貧困問題」という表現は適切と感じた。

原田座長： 人権問題としてホームレスや貧困問題を取り扱うにはどうしたらよいか、事務局で考えていただきたい。

事務局： 今の意見を反映できるような形で再整理させていただきたい。

原田座長： 資料２の記載順にご意見を伺いたい。まず、「基本理念」について。

大屋委員： 改定の方向性について、千葉県ではこの１０年の間に障害者条例ができたが、それをどのようにかみ合わせるのか示していただきたい。

また、基本理念に「元気な」とあるが、これはどのような意味か。

駒村委員： 改定の方向性について、「共助」はどのような意味で使っているのか。一般的に国の使い方では、「共助」は「自助の共同化」という表現になっていて、具体的には社会保険を意味していた。上に説明文が入っているからよいが、地域に着目するのであれば、「共助」よりは「互助」という言葉の方がよかったのではないか。

事務局： 大屋委員の障害者条例の精神も入れてほしいとの意見について、これから原稿を記載する中で、注視していきたい。

基本理念の重要な部分は「すべての県民の人権が尊重される」であるが、「元気な」は、県の総合計画の表現と整合を図るためにそこから引用したという側面もある。

事務局： すべての県民の人権が尊重されて、お互いがそれぞれのことを気遣うようになれば、みんなが幸せになっていくであろうし、幸せになるということは、元気につながると考えている。このような考え方で「元気」という言葉を使っている。

大屋委員： 気持ちは分かるが、ここにはそぐわないのではないか。「元気」という言葉は、生活がうまくいっている人を連想させる。難病や障害のある人から見たら、すっきりとは受け入れられない気持ちがあることを意見として申し上げるが、後はお任せする。

駒村委員： 「元気を」使いたいのであれば、これにこだわらない。

だだ、「元気な」を基本理念に使う理由が、「目指す社会」の①②③のどこにも入っていない。例えば、②を「一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が実質的に保障され、活力のある社会」とするなど「活力」という言葉を入れて、良い意味での元気を説明すればよいのでは。

原田座長：「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して」という基本理念の中身と、表現の仕方をもう一度考えるということでよいか。

原田座長：「目指す社会」が３つに分かれているが、これについての意見はどうか。

特に、③のところで「お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会」となっているが、意見はどうか。

原田座長： この点については意見がないので、次に、「改定指針の目標年次」の概ね１０年先を見通すという点についてはどうか。

また、特に、４（「改定指針の構成案の考え方」）に記載してある、「人権施策の推進」という項目を「人権教育」と「人権啓発」に分けて再構築するという点についてはどうか。考え方はこれでよいか。

駒村委員： 10 年先となると千葉県もかなり変わる。高齢者の増加率は全国でもトップクラスであり、南房総は人口が減っているので、特に高齢問題については先読みした方がよい。

また、構成について、シンプルで分かりやすくという点は賛成。

しかし、10 年先までもたせるというのであれば、説明版もあった方がよいのではないか。印刷したものを製本して配るかどうかは別として、インターネットからダウンロードする形でもよい。

誰に読んでもらうのかというと、県民であるのは間違いないと思う。一方で、自治体職員や福祉関係職員が千葉県の 10 年間の動きを読むのには、ある程度のボリュームが必要。そうすると、シンプル版で大人にも子供にも分かるものと、説明版があってもよいのではないか。

事務局： シンプルにするのはよいが、説明版も必要だという意見について、逐条解説があった方がよいということか。

駒村委員： 資料４のようなポンチ絵は、一般向けにはよいと思う。ただ、そこに書いてある意味については、この場でも人によって受け取り方が違う。薄くてシンプルにするということは、逆に言えば解説も必要ということ。

逐条解説というよりは、千葉県が 10 年後を見通す中で、どのような問題が出てくると見ているのか、自治体職員等が何に留意しなければならないのかという解説が必要ではないか。

花崎委員： 資料４の記載イメージだが、これが各分野の数だけ積み重なるのか。そうならば、被差別部落問題で１枚だけ、女性問題で１枚だけなのか。

事務局： 資料３「改定指針の改定」も併せてご覧いただきたいが、例えば、女性の分野は４ページを割り振ってあり、もっと詳細な形になると考えている。女性や子どもなど、見開きの１枚では収まらない分野もある。

花崎委員： 資料４の記載イメージには具体的なものがあまりないので、かえって分かりにくい。解説がないと分からないと思う。

原田座長: 個別分野を現在の１６分野から１１分野にすることについてはどうか。

大屋委員： 現行の「人権施策の推進」を「人権教育」と「人権啓発」に分けることについて。資料４の記載イメージを見ると、教育と啓発にウエイトが置かれているが、人権施策はこれだけではない。例えば、男女共同参画ならば、（審議会などの）委員の半数を女性にすることを目指すなど、具体的な方針を定めた項目も必要ではないか。

教育や啓発以外の施策は個別分野に記載されるのか。

事務局: 資料３をご覧いただきたいが、実際の細かい施策については第４章の「分

野別施策の推進」に記載することになる。

駒村委員： 確かに、施策は教育と啓発だけではない。現指針には第２部の第２節に「人権擁護体制の充実」という項目があるが、改定指針では各論の中でこれを説明するという理解でよいか。

事務局： 改定理由欄にも記載してあるが、駒村委員がおっしゃるように、人権擁護体制の充実の内容については分野別施策に含めようと考えている。

駒村委員： 人権擁護体制の充実に関して、各分野に共通するものはどこに入るのか。各論に共通する理念のようなものを第３章に記載しないのか。

事務局： 現時点では予定していないが、ご意見をいただければと思う。

原田座長： 説明版を作るかどうかという話とつながってくるが、理念と各論を両方書こうとすると、４ページでは書ききれない。

駒村委員： 現行の 102 ページが 55 ページになるということだが、少し中途半端な構成だと感じている。結論部分は 20～30 ページで学生でも読めるようなものでもよいが、その説明については、現行程度のボリュームがないといけない。

原田座長： 詳しいものを付けるべきという意見が２人（※花崎・駒村両委員）から出たが、ほかに同じ意見の方は。

大屋委員： 私も同じ意見。

原田座長： このような意見が出たが、事務局で構成を検討していただきたい。

大屋委員：「共助・自助・公助」について、前回の議事録を見ると「自助」が「本人自身が色々なことを判断する」という形で書いてある。

高齢者や障害者は、これができないから困っており、判断支援をどうするかが問題になっている。この辺が、「目指す社会」の「一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い」もしくは「一人ひとりの能力が十分に発揮できる」に入っていると感じている。

原田座長： 前回は論点が決まっておらず、全般的に意見を出してもらったので、色々な意見が出された。これにこだわらず、「前回はこういう意見があったが、このようにしたい。」という意見もいただきたい。

大屋委員： 「自助」は「一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくる」という言葉の中に入っていると理解しようとしているところ。そうでなければ、私が関係している分野に関しては、この指針自体が成り立たないので、「自助」を削ってほしいくらいの気持ちがある。「自助」というよりは「一人ひとりの能力が発揮できる」というところを残していただきたい。

原田座長： 駒村委員がおっしゃったように「自助・公助・共助」は社会福祉の問題として言われている言葉です。

前回の会議の意見がすべてではない。自助ができない人もいるので、「自助」という言葉を残すか残さないかということも、この場で方向性

を決めていけばよい。

駒村委員：「自助・公助・共助」という言葉を指針に残すのなら、千葉県の「自助・公助・共助」をきちんと定義すべき。「共助」は「一人ひとりが互いに支えあう社会」という意味で使っているようだが、「自助」「公助」は何を意味しているのか。

「自助」とは、頑張れる機会を実質的に保障する、障害のある人も社会に参加する機会を保証した上で、「自分で頑張る」ということを意味しているのか。また、「公助」は何を意味しているのか曖昧な状態。

しかも、「自助・公助・共助」が基本理念にどのように入ってくるのかよく分からない部分がある。

原田座長： 事務局として、どうしても残す必要がある言葉ではないということでよいか。

事務局： 委員の皆さんのご意見を伺い、その最大公約数を拾って、千葉県の指針を作っていきたいと考えている。

原田座長： 委員の皆さんが納得できない言葉をどうしても使うということではない。

河野委員： 私は（資料２の）「目指す社会」の①②③が、それぞれ「自助」「公助」「共助」に対応していると受け取ったが、構成的にもよいと感じた。使ってもよいと思うが、どれかひとつでも欠けると、逆になぜそれが入っていないのかと突っ込まれる要素になるので、使うのであれば、言葉を定義した上で、３つとも使う方がよいのではないか。

原田座長： 「自助・公助・共助」の取り扱いについて意見が出たので、事務局で引き取って検討していただくということでよいか。

駒村委員： いまの河野委員の意見に概ね賛成であるが、『いわゆる』ではなく、きちんと定義をすべき。政府の中ですら定義が曖昧なので、千葉県の人権問題を取り扱うに当たって意味のある「自助」「公助」「共助」の定義を考えないといけない。

花崎委員： 「自助」を強調すると、行政の施策が軽視され、自助努力に重きが置かれた、後戻りしたものと受け取られる懸念がある。

「自助」を使うのであれば、ある程度の水準まで施策が進んだ上での「自助」であるということを付け加える必要がある。

藤田委員： 資料４は、ビジュアルなもので流れ等は理解できるが、浅い理解で終わってしまうように思う。職員やそれに携わる人、自分が人権侵害を受けていると思う人が、情報・背景・現状、将来像についてある程度理解できないと、指針を作ってもあまり活用されないのでは。

例えば、私が携わっている被害者支援に関しても、ページ数が２枚では雑駁な理解だけで終わってしまうと思う。

２本立てにして、片方はシンプルかつフローが分かりやすく、もう片方はきちんと解説したもので、それを読むだけで背景も将来像も分かるような形にするのがよいと思う。

梅村委員：　「自助」や「共助」について、この言葉をどう受け取るかは読み手しだいなので、この言葉を使うために無理に定義しようとすると読み切れなくなる。それならば、その言葉を使わずに中身を易しく説明した方がよいのではないか。

また、この指針は、行政職員向けの指針なのか、県民に対して理解を求めるための指針なのか。それとも両方なのか。この点の認識がそれぞれ違うので、色々な意見が出る。

指針自体は非常に簡単なもので、解説用にもっと詳しいものを作るというのもあるだろうし、指針自体を詳細にして、一般にも分かるように簡略版を作成するというパターンもある。また、二つ作るのは手間なので、両方で使えるコンパクトなものにするということもある。

事務局：　県が行政を進めていく上での指針であるが、県民に向けたアピールの側面もある。それで、コンパクトで県民が見ても分かりやすいものがよいと考えた。

また、個別の施策については、それぞれの部署で、例えば、女性については男女共同参画課で、障害者については障害福祉課で深く掘り下げて取り組んでいるので、この人権基本指針は、ポイントを押さえた大くくりなものにしようという意識もあった。

なるべく分かりやすくという意見も多数あったので、この方向で今回提案させていただいた。

木村委員：「自助・公助・共助」について、違和感なく良い意味で取っていたが、これを入れることによって、解説が必要になるのであれば、シンプルなものとはかけ離れてしまうので、無理にその言葉を使わずに、分かりやすい表現をした方がよいのではないか。

資料４では、イメージとして被差別部落が取り扱われたのだと思うが、興味を持ってもらい、かつ、ある程度中身を理解してもらうということになると、これではボリュームが足らないのではないか。一方で、量が多過ぎてもいけないと思う。

これからは、すべて行政が主導するのではなくて、民間との協働になると思うので、この指針は、県民すべてに分かりやすいもので、興味を持ってもらえるものでないと意味がないと思う。

ただ、二本立てにするよりは、もう少し整理してコンパクトで分かりやすいものにする必要がある。個別分野については、各部署で施策を策定していると思うので、それをどこまで記載し、どこまで省くのかということになる。

大屋委員：「自助」という言葉そのものを使うより、その内容の説明だけでよい。

駒村委員：「自助・共助・公助」の話は、定義さえすればよい。ただこれはかなり厄介で、そもそも人権が確立されなければ、自助は発揮しようがない。

それから、指針は誰が読むのか。これからは行政ができる役割はかなり限定的になり、地域社会が前面に出て来ると思うが、地域社会にも積

極的にかかわりたい層と一般の市民がいる。多様な読み手を意識した時に、どう作るのかは大変難しい。

また、施策に関心があればネットで調べるというのは、実はかなり難しい。普通の官庁のホームページはそこまで整理されていないので、ある程度の解説があって、さらに知りたい人はこの施策を見てほしいというようなガイドがないと難しいと思う。

原田座長： 解説が必要なのか必要でないのか、二本立てなのか一本立てなのかというたくさんの意見が出た。誰を対象にするのかという点と併せて、事務局として方向性は持っているだろうから、事務局で意見をまとめていただくということでよいか。

原田座長： 個別分野について、現在の１６分野を１１分野にすること、「様々な人権問題」という項目があること、新分野が４つあること、これで十分なのか不十分なのかということ、言葉の使い方にまで至ると思うが、意見はどうか。

花崎委員： 個別分野の項目で「③高齢者（孤独死の問題）」とあるが、どのような意味で「（孤独死の問題）」と入れたのか。

事務局： 孤独死問題が大きく報道されたこともあり、高齢者の問題では孤独死にも配慮する必要があると考えて入れたもの。本文で孤独死について触れればよいので、事務局として「（孤独死）」にこだわるものではない。

花崎委員： 入れるのであれば「（孤独死の問題など）」としないと、その問題だけと受け取られてしまう。

駒村委員： 郊外型の団地では高齢者の孤独化の問題が今後 10 年で確実に出てくる。この問題を特記したいのであれば、タイトルに入れる必要はなく、千葉県として注目していると本文に記載すればよい。

それから「ホームレス」も同様。「雇用」というキーワードを表面に出したいのであれば、生活困窮者全般の話も必要。雇用をめぐる問題とは別立てで、生活困窮全般的な問題をあげた方がよい。雇用をめぐる問題の中にホームレスまで含めるのはよくない。

原田座長： 先ほどの「（孤独死の問題）」は本文で書くとして、タイトルでは取ってもいいというご意見。それから、「雇用をめぐる貧困問題」は「雇用」と「生活困窮」と分けた方がよいか。

駒村委員： 若年層の雇用問題は深刻な状況なので、雇用をめぐる様々な差別はひとつの項目としてあってもよい。ただ、その中に生活困窮者全般を入れてしまうと趣旨が伝わらないので、生活困窮は独立させて「生活困窮・ホームレス」という形がよいのでは。

原田座長： いま、雇用をめぐる問題と生活困窮の問題は分けた方がよいという意見が出たが、河野委員はいかがか。

河野委員： 「雇用をめぐる貧困問題」とすることで若年者の労働問題がリンクする。「雇用をめぐって生み出される差別問題」ということで若年者の問

題、さらにはホームレスの問題も絡んでくるので、「雇用をめぐる」とした方が分かりやすいと思う。

原田座長： 貧困や困窮の問題ではなく、人権問題として取り上げるのだから、差別などの問題とかかわる必要がある。それを、どう表現するかという問題になると思う。

梅村委員： 現指針の「ホームレス」という項目が、改定指針では「雇用をめぐる貧困問題（ホームレス）」となっている。

新しい指針でもホームレスを中心にしたイメージなのか。それとも、もっと広げるつもりでこの表現にしたのか。それによって、タイトルが決まるのではないか。

事務局： 近年はワーキングプアの問題が大きくクローズアップされている。今回はホームレスの問題だけではなく、雇用をめぐる貧困問題も取り扱う必要があると考え、このような表現になった。

梅村委員： ホームレスのことも、ワーキングプアのことも記載する必要があるということが最初の発想ということか。

原田座長： ホームレスも含むと解釈しているのであれば、先ほどの孤独死と同じで、タイトルで括弧にするのではなく、本文で記載する方法もある。そうすると他の問題もそこに入ってくる。

事務局： 「貧困問題」には、ワーキングプア、ホームレス、その他にも色々な問題があるが、本文に記載するという方法もあるし、色々な書きようがあると思う。

原田座長： 「⑪様々な人権問題」という項目の中で「ⅲ雇用をめぐる貧困問題」と「ⅴ北朝鮮当局に拉致問題」というように、「問題」という言葉を二つ重ねているが、これはどうするのか。

大屋委員：「雇用をめぐる問題」とすると、大抵の人はホームレスではなく、パワハラやブラック企業といったイメージを抱くのではないか。

一般の方が抱くイメージはみんな異なるので、「雇用をめぐる問題・貧困問題・ホームレス」と全部つなげる方法もあるし、二つに分けるという方法もある。

河野委員： ホームレスについて、ホームレスの支援活動をしている方の話を聞くと、7～8 年前とは状況が変わっている。若年者のホームレスが増えて、ワーキングプアの問題と重ねて話をしていた。

もしかしたら、「雇用をめぐる貧困問題」とした方が、ホームレスとその予備軍である若者たちをひとくくりにまとめやすいのではないか。

原田座長： いま若年層の問題が出たが、雇用をめぐる貧困では、女性についても深刻な問題であり、もっと広く考えた方がよいのでは。

駒村委員: 働いているホームレスも、年金をもらっているホームレスもいるので、ホームレスを雇用問題の部分集合にするのはよくない。雇用問題の中にホームレスを入れてしまうと誤ったメッセージになるので、ホームレスの問題は独立させた方がよい。

木村委員： 10 年先を見込んだ指針であれば、あまり細かく限定しない方がよい。新たな人権侵害にも対応できるように、あまりにも限定して取られるような表現、例えば、括弧書きは取った方がよい。

大題は大題で広い意味で受け取れるようにして、その中で今あるものを現実的に、最低限載せるものを吟味すればよいのでは。

原田座長：「貧困をめぐる雇用問題」という言葉をどうするか、「ホームレス」という言葉を残すか残さないか、などいくつかの意見が出たが、後は事務局で検討してもらうこととしたい。

事務局： 事務局から参考だが、「雇用をめぐる貧困問題（ホームレス）」については、先ほど説明したとおり、この検討会議に先立って開催した県庁内のワーキンググループでも非常に分かりにくいという意見が出た。中点でつなぐとか、表現を再考すべきという意見があったので、「雇用をめぐる貧困問題」の後に「（ホームレス）」と付けるは適切ではないと考えている。

駒村委員から貴重な発言をいただいたので、これらを参考に検討させていただきたい。

原田座長： 他に意見は。

河野委員：「中国残留邦人等」の「等」とは何か。

事務局： 厚生労働省では、「中国残留日本人孤児」、「中国残留婦人」、「（中国での）一般残留者」、そして「樺太の残留邦人」、これらを総称して「中国残留邦人等」という言葉を使っているので、これに従った表現とした。

駒村委員：「その他（被拘禁者、アイヌ、医療等）」で「医療」と書いてあるが、現指針では「医療における患者」と書いてある。「医療」とはどういう意味か。併せて、難病は障害に含んで考えているのかを確認したい。

事務局： 「医療」では言葉足らずで、現指針と同じ意味である。現指針が策定された時点では、インフォームドコンセントがまだ確立していなかったので、「患者の納得と同意のもとに医療を行うインフォームドコンセントの確立」と記載してあるが、それを引き継いでいる。改定指針での必要性については、この会議で議論いただければと思う。

原田座長： 要するに、患者の人権を守るという意味での、差別問題を医療であげたということか。

駒村委員： 例えば、精神疾患のある人はどこに入るのか。精神疾患の人は家を借りるときに差別や不利な取り扱いを受けるという問題があるが、この点は「障害のある人」の項目で記載するということでよいか。

事務局： 精神の関係は「障害のある人」の項目に入ると考えている。

原田座長： 他に何か質問や意見はあるか。

大屋委員： 「様々な人権」の中の「その他」について。アイヌは、人数は少ないかもしれないが、国際的には大きな問題だと思う。これは国では別立てにはなっていないのか。もし、なっているのであれば、短い記述であっても、別立てにした方がよいのではないか。

事務局： 国の「人権啓発・教育に関する基本計画」では、アイヌの人々の人権がひとつの項目となっている。

大屋委員： そうであれば、小項目として「北朝鮮当局…」の下に入れた方がいい。「その他」の中では違和感がある。

原田座長： アイヌをここで取り上げるということは、千葉県にも対象者がたくさんいるということか。

事務局： アイヌの飾りや風俗を見せる施設が君津に１か所あるということは承知しているが、アイヌの人が千葉県にいるという話は承知していない。

大屋委員： 以前の推進委員会に、アイヌの方が参考人で来たことがある。

河野委員： 君津に「カムイミンタラ」という施設があり、そこのアイヌの方を講師に招いて高校の先生方に講演をしていただいたことがある。

原田座長： 項目として記載するのであれば、人権問題として取り上げるだけの理由がないといけない。アイヌの問題については、もう一度事務局に戻して検討していただくということでよいか。

他にこの項目立てでよいかについてご意見は。

花崎委員： 「その他」の中の被拘禁者について、現指針では項目として取り扱われているが、扱いを小さくした理由は何か。

事務局： 少しトーンダウンするように見えるが、施策としては現指針を引き継ぐような形で整理したい。

原田座長： 被拘禁者は（資料５の）表を見ると、扱っているのは千葉県だけとなっている。

花崎委員： 直接ここには関係はないが、知的障害のある人が罪を犯して拘禁されて、出所して来てまた犯罪を繰り返して、だんだんと刑が重くなってくるという状況がある。アイヌを小項目に上げるのであれば、被拘禁者も「その他」の中ではなく、小項目に上げてはどうかと思う。この意見は私だけなので、検討していただければと思う。

原田座長： それでは、個別分野のイメージについてはみなさんの意見を伺ったということでよいか。

③ 千葉県人権施策基本指針の改定スケジュールについて、事務局から資料６に基づき説明を行った。

（４）その他（事務局から事務連絡）

・会議の議事録を各委員に確認した上でＨＰ上に公開することについて（了解）